

床下集合排水システム設置基準

令和5年2月

丹波市 上下水道部 下水道課

目 次

第1章 総則	2
--------	---

【1】適用

【2】基本的な考え方

【3】設置申請

第2章 排水ヘッダーの施工基準	3
-----------------	---

【1】排水ヘッダーの設置

【2】排水横主管

【3】排水横枝管

第3章 資料	6
--------	---

【1】床下集合排水処理システムの設置に係る手続きフロー

第1章 総則

【1】適用

本基準は、戸建て住宅等の建築時に床下集合排水システム（以下、「排水ヘッダー」という。）方式による排水設備の設計に関し必要なことを定めたもので、排水ヘッダーを広く利用するにあたって、その設置及び維持管理について定めるものとする。

【2】基本的な考え方

本基準は、各衛生器具に接続した排水管が床下に設置した1箇所の排水ます等に集中して接続され、1本の排水管で屋外排水設備に接続するシステムであり、排水ヘッダーを設置することにより屋外土工事及び屋外排水ますの削減、狭小地での工事及びリホーム時等の設計の自由度や更新性に対応していることを基本とする。

また、排水ヘッダーを設置する際は、工事ならびにコストの省略化だけにとらわれず、配管の全面的な交換が必要となるまでの期間内において維持管理（点検、清掃等）が容易に行えるような構造とすること。

【3】設置申請

排水ヘッダーを設置する場合は、排水設備計画確認申請書と併せて「丹波市床下集合排水システムの設置及び維持管理に関する規程（以下、規程という。）」に基づく届出が必要である。（資料1）

（1）事前協議

排水ヘッダーを設置しようとする者は、規程に基づき下水道管理者と十分な協議のうえ設置するものとする。

（2）提出書類

ア 排水ヘッダーのシステム仕様書

イ 排水ヘッダー設置者の誓約書（様式第1号）

建売等の住宅については、住宅販売会社から買主又は使用者に継承するものとする。

ウ その他市長が特に必要と認める書類

※ 排水ヘッダーの設置箇所、配管の距離、管径、こう配を記載した書類

第2章 排水ヘッダーの施工基準

【1】排水ヘッダーの設置

- (1) 使用できる排水ヘッダーは各排水器具から単独で配管された排水横枝管をヘッダー状（並列）に接続合流したものであり、資材製造会社がシステムとして供給しているものに限る。また、継手合流方式（継手の組み合わせによる配管）は、排水ヘッダーとして認めない。
- (2) 2個以上の排水ヘッダーを床下で直列に接続してはならない。
- (3) 排水ヘッダーの固定は、逆こう配とならないように設置し、ズレ等が生じないように強固に固定すること。その際、支持固定金具等が掃除口の開閉等に支障のないように固定すること。
- (4) 各排水器具からの配管及び排水ヘッダー本体をベタ基礎等のコンクリート内又は地中に埋め込まないこと。
- (5) 布基礎又は土間が盛土の場合、本体の沈下を防ぐため、基礎に採石等を用いて、厚さ10 cm以上敷き、その上にコンクリート基礎を施工すること。
- (6) 設置できる排水ヘッダーは本体上部に掃除口のあるものに限り、排水ヘッダーの維持管理が容易にできるようヘッダー部の真上に床下点検口を設けること。
- (7) 排水ヘッダーの周りには、管内清掃等が支障なく行える空間(図-1、2)を確保すること。

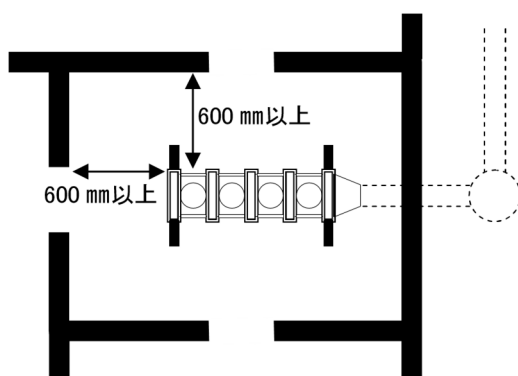


図-1

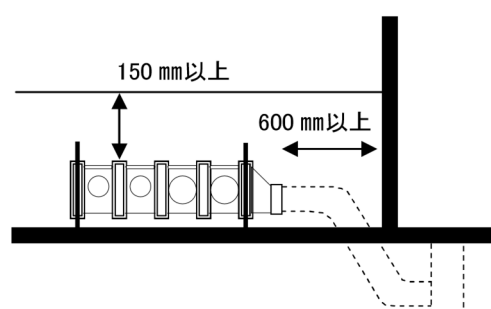


図-2

- (8) 排水ヘッダーからの流出主管口径は100 mm以上とし、本体の形状は汚物の滞留が無い形状であること。
- (9) 設置できる排水ヘッダーは、排水横枝管の緩こう配に対応した十分な排水性能を有するとともに、排水が逆流しない構造であること。

(10) 設置時は個配管による安全・衛生上の障害を防止し、補修・増設等を円滑に行うため、接続器具別に識別できるよう排水系統名称を明記すること。

【2】排水横主管

- (1) 排水横主管は原則として、耐水性及び耐久性に優れた硬質塩化ビニール管（以下、「VU管」という。）を使用し、管径は100mm以上とする。
- (2) 排水ヘッダーからの排水横主管は、公共マス等の屋外排水設備の位置及び敷地の形状等を考慮しもっとも効率的な配管経路とすること。
- (3) 基礎貫通部には、スリーブ（さや管）等を使用して、管の損傷防止の処置を講じること。
- (4) 基礎貫通部には原則として資材製造会社からキットとして販売されている排水管貫通セットを使用すること。
- (5) 排水管貫通セットを使用しない場合は、基礎貫通部に45°エルボを使用し、基礎貫通後も90°エルボは使用しない。（図-3 参照）

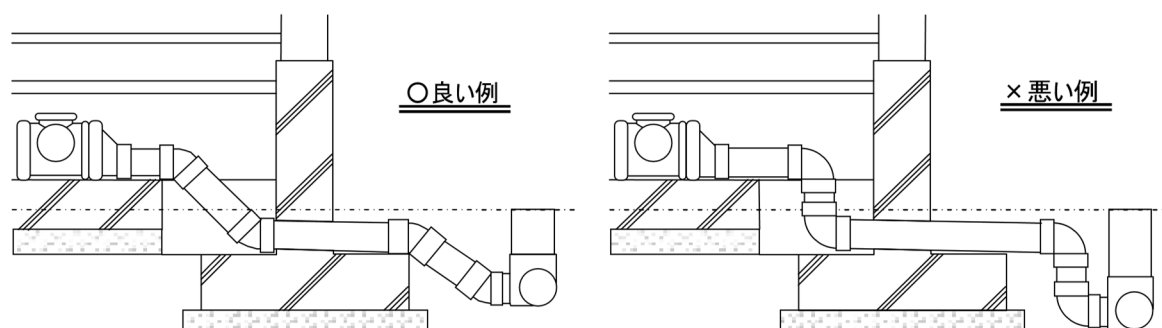


図-3 基礎貫通時の施工例

- (6) 排水管の基礎部等は地盤の不等沈下及び地震等による変位を受けない若しくは吸収し、配管自体が破損しないよう適切な措置を講ずること。
- (7) 配管が損傷した場合も柔軟に対応できるような措置を講じ、将来のメンテナンス時にも影響を与えないような構造とすること。
- (8) 水密性を必要とする箇所にスリーブ（さや管）を使用する場合は、スリーブと管類との隙間に弾性シーリング剤又はそれらと同等の効力を持つ材料で充填又はコーキングすること。

- (9) 配管の貫通のために設けられた開口部は確実に充填できるものを用いて、衛生害虫の侵入防止の処置を講じること。

【3】排水横枝管

- (1) 排水横枝管は原則として、耐水性及び耐久性に優れた硬質塩化ビニール管（以下、「VU管」という。）を使用すること。
また、可とう管を使用する場合においてもVU管と同等品以上の性能を有するものを使用すること。
- (2) 配管はできる限り短くなる経路とし、かつ機能上枝障が生じないように配置すること。
- (3) 勾配は、排水を円滑かつ速やかに流下することが理想とし、最小こう配は1/100以上とする。
- (4) 排水横枝管の排水器具別最小口径は表1による。

	最小口径(mm)	トラップから排水横枝管 までの口径(mm)
洋風便器	75 以上	75 以上
浴室ユニット	50 以上	40 以上
洗濯流し	50 以上	40 以上
洗面・手洗器具	50 以上	30 以上
台所流し	50 以上	40 以上

表1 排水横枝管の排水器具別排水管径

- (5) 洗濯排水など洗剤を流す系統では、排水時の泡の滞留を考慮し、適切な管径及びこう配を確保すること。
- (6) 食器洗浄機などの機器から高温の排水が排水される場合には、管材質の選定及び伸縮対策に特別な対策を講ずること。
- (7) 可とう管を使用する際はたわみ等により汚水が滞留しないよう1 m以内の間隔で適切な枝持、固定をすること。
- (8) 各排水器具からの排水横枝管は、排水ヘッダー又は排水立て管と一対一の関係で直接接続すること。また、下流方向への管径縮小はしないこと。

- (9) 各排水器具からの排水横枝管の管長は、管径が100mm以下の場合は15m以内とし、15mを超える場合は掃除口を設けること。
- (10) 大便器から第1水平曲がり部までの長さは、原則として1m以上確保すること。
- (11) 大便器排水管と排水横枝管の継手は90°エルボ、排水横枝管の平面上の継手は90°大曲がりエルボ又は45°エルボとする。
- (12) 大便器系統以外の排水横枝管に90°大曲がりエルボ又は45°エルボを使用した場合、平面上の曲がり数は6曲がり以内とする。
- (13) 可とう管での最小曲げ半径は300mmまでとし、曲がりがつく時は90°大曲がりエルボ又は45°エルボを有効活用し設置すること。
- (14) 汚水配管（便器からの排水横枝管）の方向変換は極力少なくすること。また、許容配管長および水平曲がり数は搬送性を考慮して、表2に定めるものとする。

	洗浄水量(ℓ)	配管長及び水平曲がり数
節水型便器	9.5	許容配管長 10m、曲がり数 5 以内
超節水型便器	6.5 以下	曲がり数 3 の場合 7m 以内 曲がり数 2 の場合 9m 以内 曲がり数 1 の場合 12m 以内

表 2 汚水配管の許容配管長及び水平曲がり数

【3】施工及び維持管理

- (1) 排水ヘッダーの施工は下水道排水設備指定工事店（以下、指定工事店）が行い住宅販売会社及び資材製造会社と連携し適切に排水設備にすること。
- (2) 排水ヘッダーを設置する際は、平面図に排水ヘッダーの設置箇所並びに床下配管の距離、管径及びこう配を記載すること。
- (3) 工事完了時は排水ヘッダーの施工状況が確認できる書類（写真等）に自主検査チェックリストを提出すること。
- (4) 排水ヘッダーの設置者と使用者が異なる場合、又は排水ヘッダーを有する建物の譲渡等があった場合は、適切な維持管理を行うことの地位を継承するものとする。

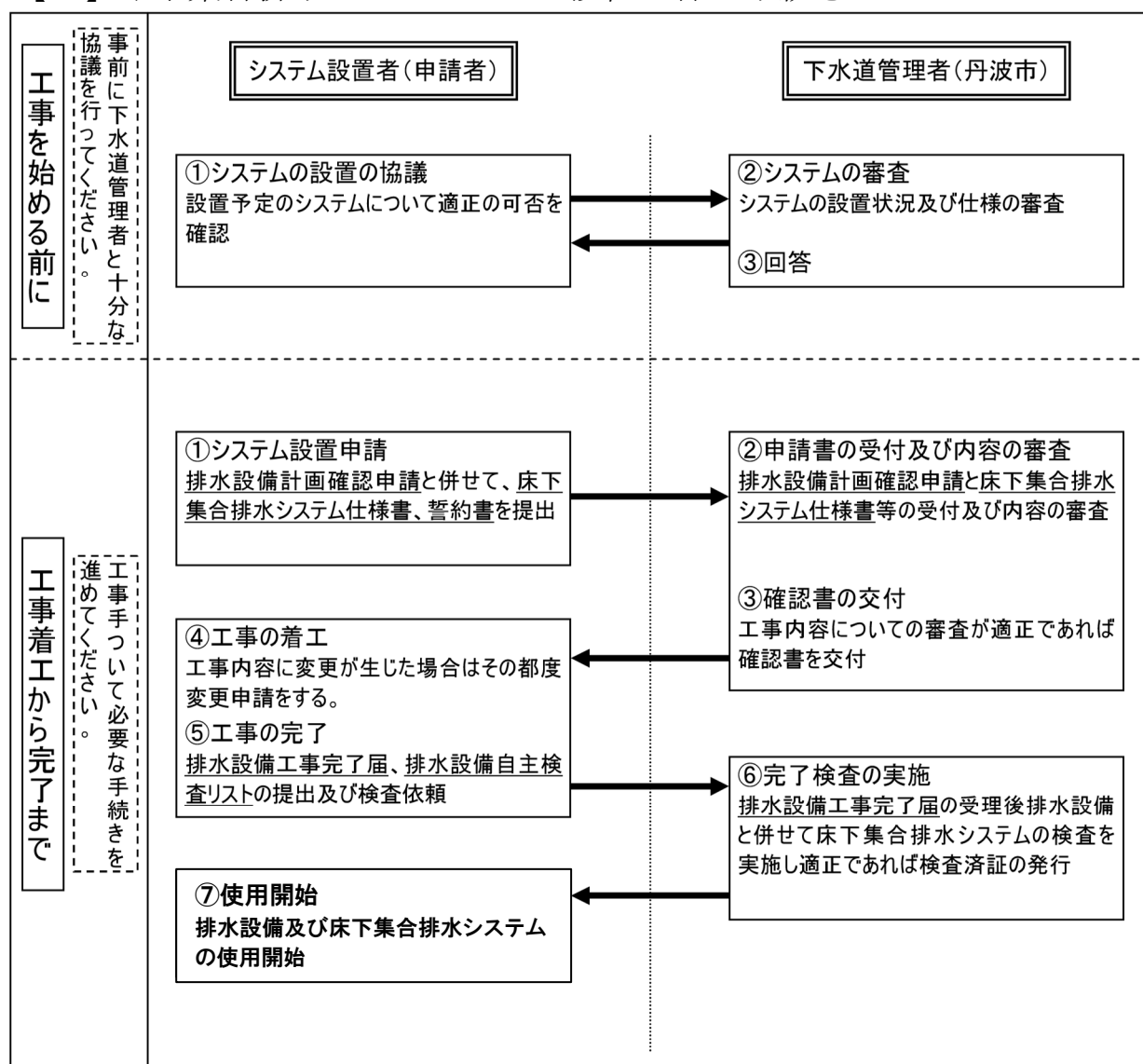
(5) 排水ヘッダーの設置後、最低1年間は排水ヘッダーの資材製造会社又は指定工事店が点検及び維持管理を行うこと。(期間内に2回以上)

また、1年を経過した後の維持管理等についても、定期的に保守点検を行い適正な維持管理に努めること。

なお、閉塞等のトラブルが発生した際は設置者及び指定工事店の責により適切に対処すること。

第3章 資料

【1】床下集合排水処理システムの設置に係る手続きフロー



(丹波市床下集合排水システムの設置及び維持管理に関する規程第4条関係)

誓約書

丹波市長 様

私の使用する排水設備に床下集合排水システムを設置すること承諾し、これを使用するに当たり適切な維持管理を行います。

万一、排水設備に故障等が生じた場合、一切私の責任において処理し、市に対して損害等迷惑をかけないことを誓約いたします。

なお、第三者にこの物件を引き渡すことが生じた場合には、誓約事項を継承いたします。

年 月 日

使用者

住所
氏名

印

(丹波市床下集合排水システムの設置及び維持管理に関する規程第6条関係)

排水設備(床下集合排水システム)自主検査チェックリスト

物件名		邸	
確認および確認番号	年 月 日	第	号
排水設備工事期間	年 月 日 ~	年 月 日	
検査項目		チェック欄	
① 配管ルートは設計図どおりの施工となっているか。		☐	
② 集合配管部の据付・固定等は適正に設置されているか。		☐	
③ 排水器具から集中配管部までの管勾配は規定勾配となっているか。		☐	
④ 管勾配を保持する支持位置および固定は適切に施工されているか。		☐	
⑤ 器具接合部は確実に施工されているか。		☐	
⑥ 集合配管部には床下点検口が設置されているか。		☐	
⑦ 通水試験に伴う漏水箇所は無いか。		☐	

上記のとおり工事が完了したことを報告いたします。

年 月 日

丹波市長 様

丹波市排水設備指定工事店

住 所

名 称

責任技術者

連 絡 先